

医師の働き方改革の地域医療への 影響に関する調査について

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

研究代表者 斐 英洙
慶應義塾大学 健康マネジメント研究科

研究目的

- 大学病院を主たる勤務先としている医師について、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、現状の副業・兼業先の勤務を含めた詳細な勤務実態を調査する。
- 2024年4月に医師の時間外労働時間の上限規制が適用された場合に、大学医局から関連病院への医師の派遣等への影響を中心に、医師の働き方改革が地域医療提供体制に与える影響について、今後、講じうる具体的な方策も検討した上で考察する。

研究方法

■ 調査対象

- **協力の同意が得られた10大学病院**。なお、その構成については以下の通り。
 - ✓ 地域の偏りが無い
 - ✓ 国公立大学、私立大学どちらも含まれる
 - ✓ 医師偏在指標の上位と下位の都道府県が含まれる
- 各大学病院に対して、可能な限り、**長時間労働の医師が多いと考えられる診療科**を対象として調査を行いたいことを伝え、各大学病院の事情に応じて、**病院長や事務部門が調査対象の2～3診療科を選定（計26診療科）**。

■ 調査・集計方法

- 大学病院を主たる勤務先とする医師を対象に、副業・兼業先の勤務も含めた1週間の勤務状況を調査。（調査期間は令和2年12月7日～13日、令和2年12月14日～20日のいずれかで、医師個人のタイムスタディを実施）
- 「診療業務」および「診療外業務（指示のないものは除く）」として記載された時間を労働時間として集計。
- 大学院生については、「研究」の時間は労働時間から除外。
- 労働時間の結果から、時間外労働の上限規制への該当性等について確認。
- 病院長や事務部門、各診療科の教授や医局長等から現状の勤務体制や労働時間短縮の取組状況等をヒアリング、本調査結果を踏まえた今後の方策について意見交換を実施。

時間外・休日労働時間の上限について

タイムスタディによって得られた1週間のデータを基に1年間（48週※1）の労働時間を推計する。1週間を1年間に換算した場合、検討の基準となる時間は以下の通りとなる。

年960時間（A水準の上限）

： 総労働時間週60時間（法定労働40時間＋時間外・休日労働20時間）

年1,860時間（連携BまたはB水準、C水準の上限）

： 総労働時間週80時間※2（法定労働40時間＋時間外・休日労働40時間）

ただし、時間外労働時間の算出は、正確には1日単位で8時間を超えた時間、週単位で40時間を超えた時間として算出（変形労働時間制やフレックスタイム制の場合は、この限りではない。）。また、法定休日（週1回又は4週に4日）に労働した時間は休日労働として取り扱う必要がある。

※1 祝日等のない標準的な1週間の調査結果から1年の労働時間を推計しますが、年間で祝日が16日あることやその他の休暇（年末年始等）があることを考慮して、1年を48週として推計した。

※2 1年間を48週とした場合、総労働時間週78時間45分（法定労働時間40時間＋時間外・休日労働38時間45分）で時間外・休日労働年1,860時間となりますが、本研究では近似値として総労働時間週80時間を基準とした。

労働時間について

診療科によって差はあるものの、大学病院における宿日直では診療業務の時間の割合が高いこと、副業・兼業先における宿日直では診療業務の時間の割合が低く、宿日直許可を取得し、労働時間から除きうる可能性があると考えられた。そのため、労働時間の集計においては、

大学病院での勤務

宿日直中の待機含む

副業・兼業先での勤務

宿日直中の待機除く

とした。

一方で、副業・兼業先における宿日直でも診療業務の割合が高い事例も存在しているため、

大学病院での勤務

宿日直中の待機含む

副業・兼業先での勤務

宿日直中の待機含む

とした結果も併せてお示しする。

調査対象診療科

上位：医師偏在指標の上位33.3%（1位～16位）の都道府県
 中位：医師偏在指標の上位33.3%以内及び下位33.3%以内に該当しない都道府県
 下位：医師偏在指標の下位33.3%（32位～47位）の都道府県

※ 一部の診療科については、一般的な診療科名に変更

大学病院	診療科※	副業・兼業先の 宿日直許可取得状況の 把握※※	自己研鑽の ルールの設定※※	所在地の 医師偏在指標
A大学病院	消化器外科		○	下位
	心臓血管外科		○	
	呼吸器外科		○	
B大学病院	泌尿器科			下位
	腎臓内科			
C大学病院	消化器内科			上位
	産婦人科			
	耳鼻咽喉科			
D大学病院	脳神経外科			中位
	耳鼻咽喉科			
E大学病院	循環器内科			中位
	救急科			
F大学病院	産婦人科			中位
	呼吸器内科			
	消化器外科			
G大学病院	産婦人科		○	上位
	心臓血管外科		○	
H大学病院	消化器内科	○		中位
	循環器内科	○		
	皮膚科	○		
I大学病院	循環器内科			上位
	消化器内科			
	整形外科			
J大学病院	消化器外科			上位
	循環器内科			
	移植外科			

※※調査実施時点

有効回答数等

※ 一部の診療科については、一般的な診療科名に変更

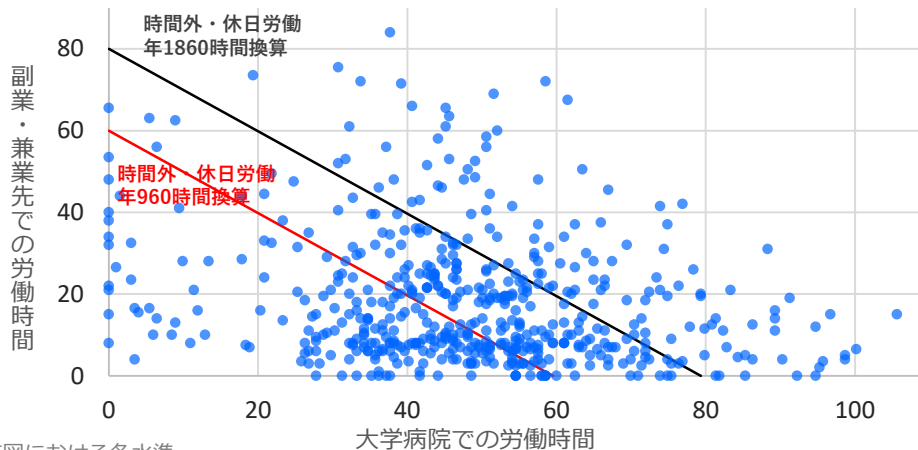
大学病院	診療科※	有効回答数 (大学院生数)	性別			短時間勤務制度の適用		
			男性	女性	無回答	あり	なし	無回答
A大学病院	消化器外科	13 (1)	11	2	0	0	12	1
	心臓血管外科	12 (0)	8	4	0	0	9	3
	呼吸器外科	4 (0)	4	0	0	0	3	1
B大学病院	泌尿器科	19 (0)	18	1	0	0	19	0
	腎臓内科	13 (0)	9	4	0	0	12	1
C大学病院	消化器内科	27 (0)	20	7	0	1	26	0
	産婦人科	38 (0)	17	19	2	2	34	2
	耳鼻咽喉科	30 (0)	19	9	2	5	22	3
D大学病院	脳神経外科	17 (5)	16	1	0	0	16	1
	耳鼻咽喉科	21 (4)	19	1	1	0	21	0
E大学病院	循環器内科	24 (0)	20	4	0	1	21	2
	救急科	1 (0)	1	0	0	0	1	0
F大学病院	産婦人科	14 (1)	10	4	0	0	14	0
	呼吸器内科	18 (6)	11	6	1	0	17	1
	消化器外科	26 (12)	24	2	0	0	24	2
G大学病院	産婦人科	22 (4)	15	7	0	0	20	2
	心臓血管外科	11 (4)	10	0	1	0	10	1
H大学病院	消化器内科	18 (3)	15	3	0	0	18	0
	循環器内科	11 (2)	11	0	0	0	11	0
	皮膚科	12 (0)	8	2	2	0	11	1
I大学病院	循環器内科	38 (0)	33	5	0	0	36	2
	消化器内科	37 (3)	35	2	0	0	33	4
	整形外科	23 (1)	23	0	0	0	22	1
J大学病院	消化器外科	38 (11)	33	1	4	1	31	6
	循環器内科	36 (8)	30	6	0	0	30	6
	移植外科	8 (3)	8	0	0	1	6	1
合計		531^{※※} (68)	428	90	13	11	479	41

※※診療科不明（6名）、研究のみの大学院生（1名）、労働時間に関する記載無し（5名）を除外

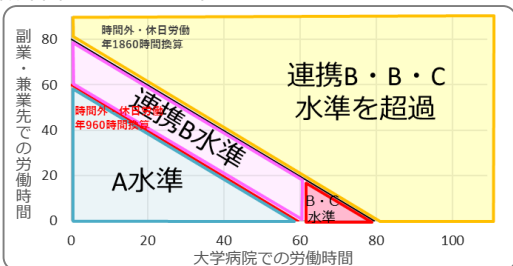
調査対象医師の労働時間分布

N=531

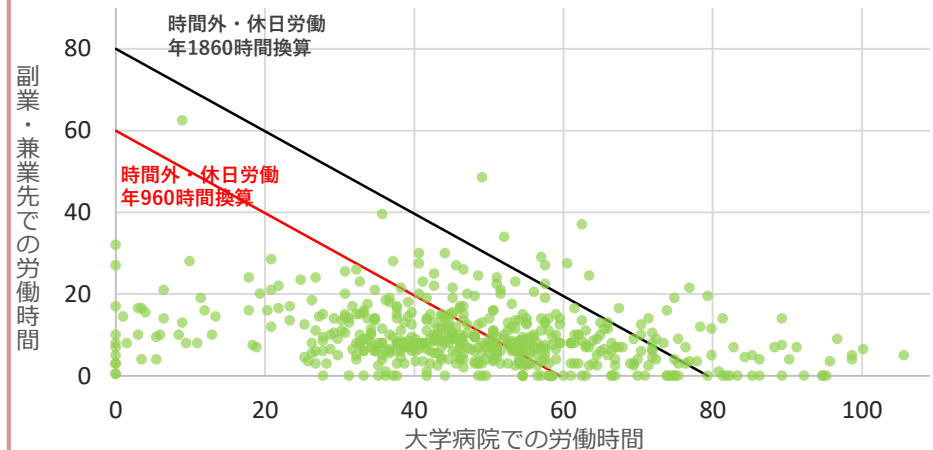
大学病院、副業・兼業先ともに待機含む



散布図における各水準



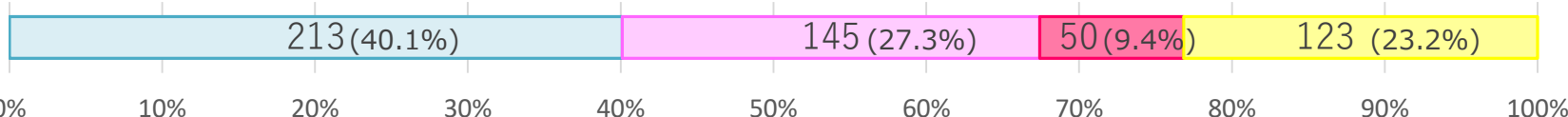
大学病院待機含む、副業・兼業先待機除く



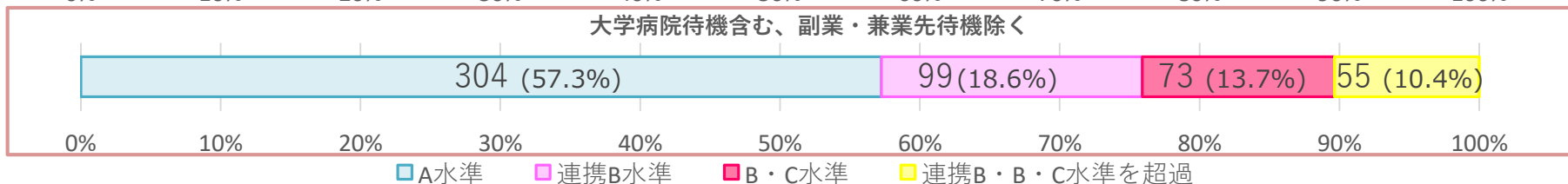
各水準の割合

小数点第二位を四捨五入

大学病院、副業・兼業先ともに待機含む



大学病院待機含む、副業・兼業先待機除く

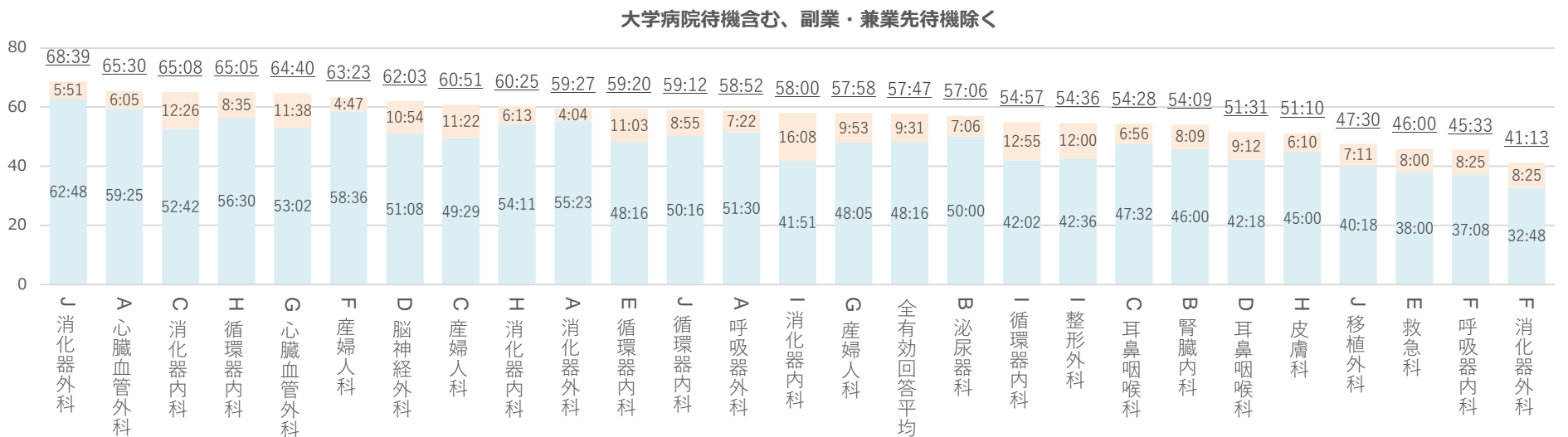
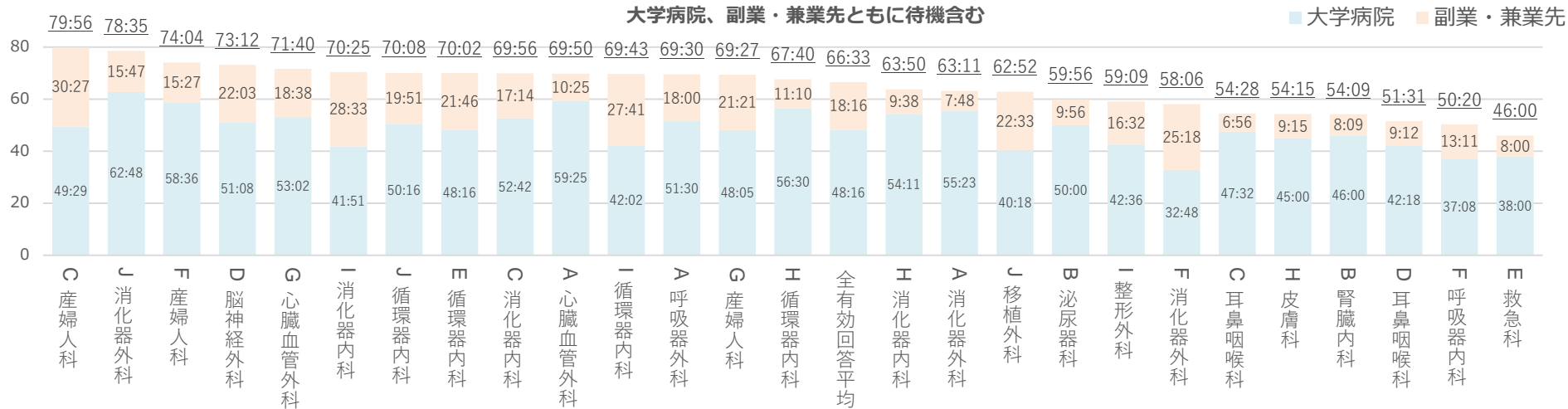


■ A水準 ■ 連携B水準 ■ B・C水準 ■ 連携B・B・C水準を超過

大学病院、副業・兼業先ともに宿日直中の待機を労働時間として含んだ場合、A水準相当であったのは213名(40.1%)、連携B水準相当は145名(27.3%)、B・C水準相当は50名(9.4%)、連携B・B・C水準を超過する医師は123名(23.2%)であった。また、大学病院は宿日直中の待機を労働時間とし、副業・兼業先は宿日直中の待機を労働時間としなかった場合、A水準相当であったのは304名(57.3%)、連携B水準相当は99名(18.6%)、B・C水準相当は73名(13.7%)、連携B・B・C水準を超過する医師は55名(10.4%)であった。

平均労働時間 <診療科別>

平均労働時間の長い順

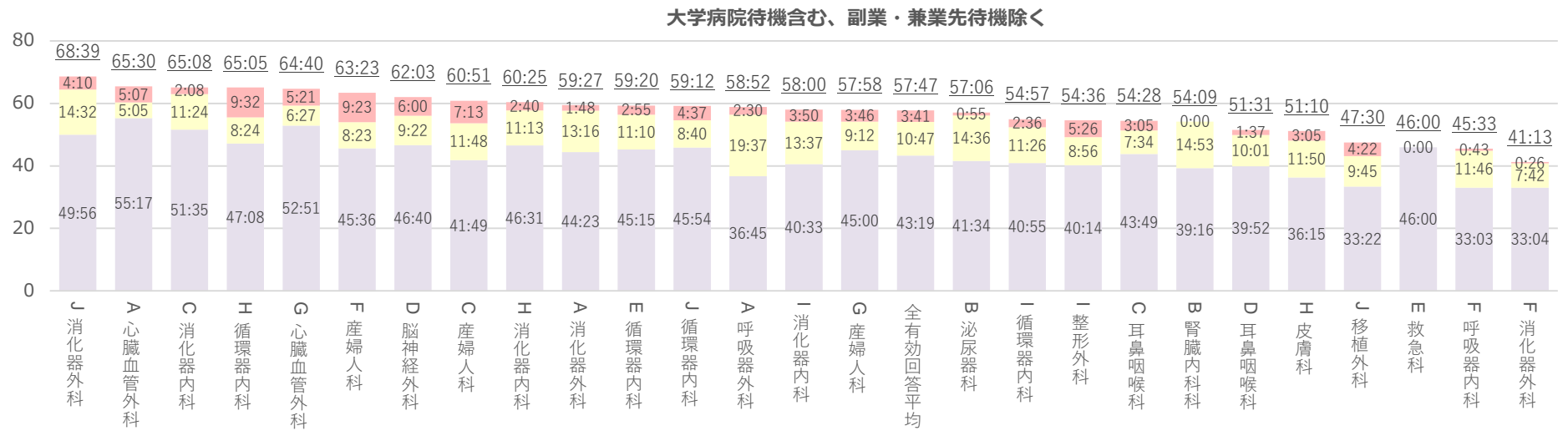
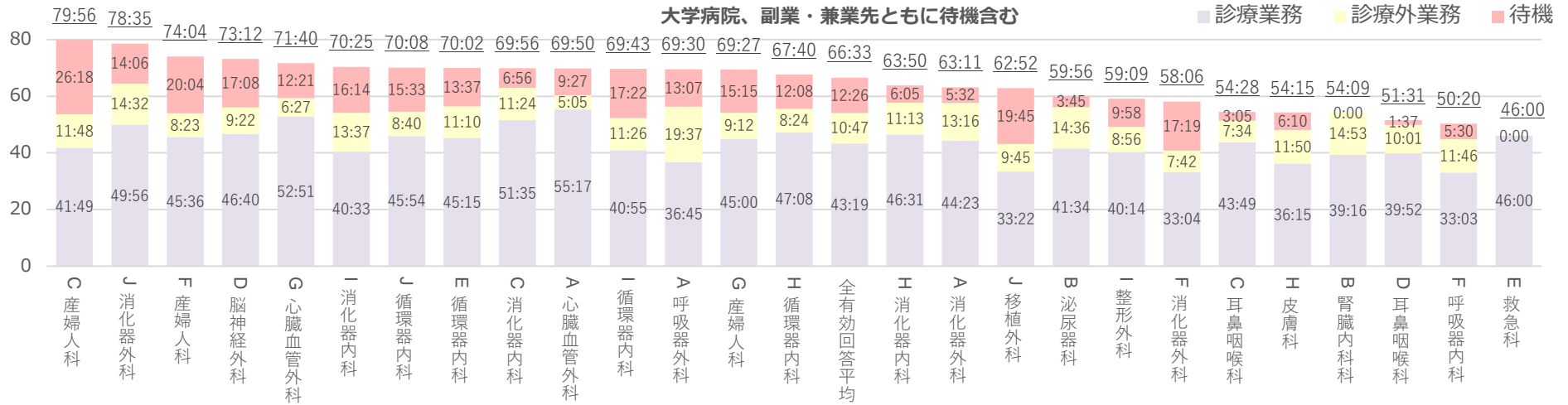


大学病院、副業・兼業先ともに待機含むとした場合、大学病院における平均労働時間は48時間16分、副業・兼業先の平均労働時間は18時間16分、合計は66時間33分となった。合計の最大値は79時間56分（C大学病院 産婦人科）であった。

また、大学病院は待機含む、副業・兼業先は待機除くとした場合、副業・兼業先の平均労働時間は9時間31分、合計は57時間47分となり、合計の最大値は68時間39分（J大学病院 消化器外科）であった。

平均労働時間 <診療科別>

平均労働時間の長い順



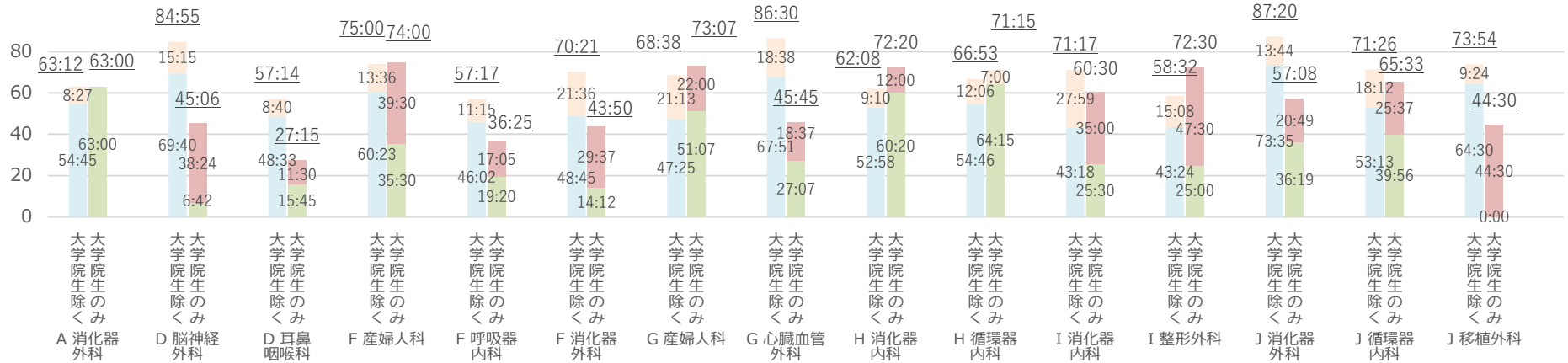
大学病院、副業・兼業先ともに待機含むとした場合、平均の総労働時間66時間33分のうち、診療業務の平均時間は43時間19分、診療外業務の平均時間は10時間47分、待機時間は12時間26分となった。大学病院は待機含む、副業・兼業先は待機除くとした場合、待機時間が3時間41分となり、合計57時間47分となった。

大学院生の回答を考慮した平均労働時間 <診療科別>

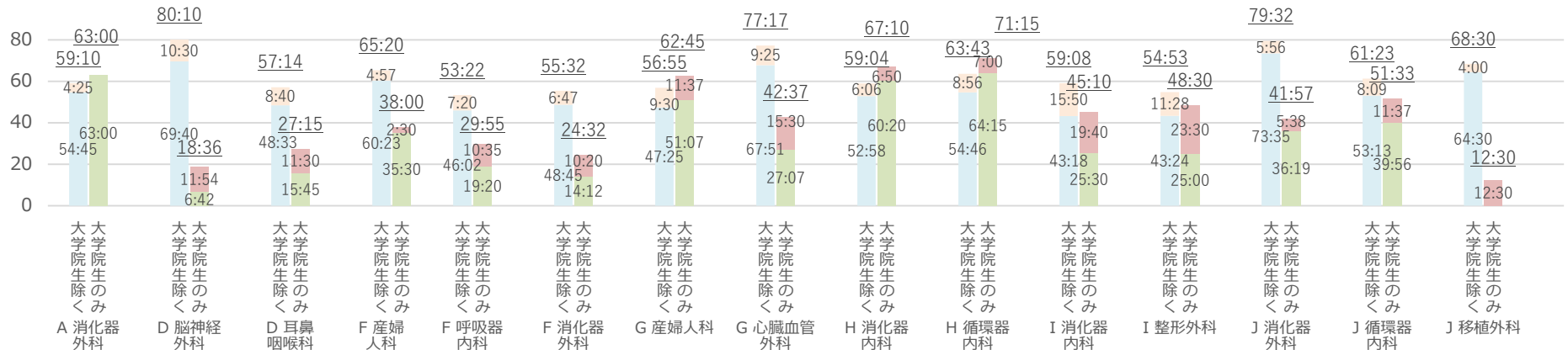
大学院生による有効回答のあった
15診療科

大学院生除く； 大学病院、 副業・兼業先
大学院生のみ； 大学病院、 副業・兼業先

大学病院、副業・兼業先ともに待機含む



大学病院待機含む、副業・兼業先待機除く



大学院生の有効回答が得られた15診療科において、大学院生を除いた集計を行った。大学病院、副業・兼業先ともに待機含むとした場合、D大学病院の脳神経外科、G大学病院の心臓血管外科、J大学病院の消化器外科の3診療科において80時間越えとなった（最大値は87時間20分）。

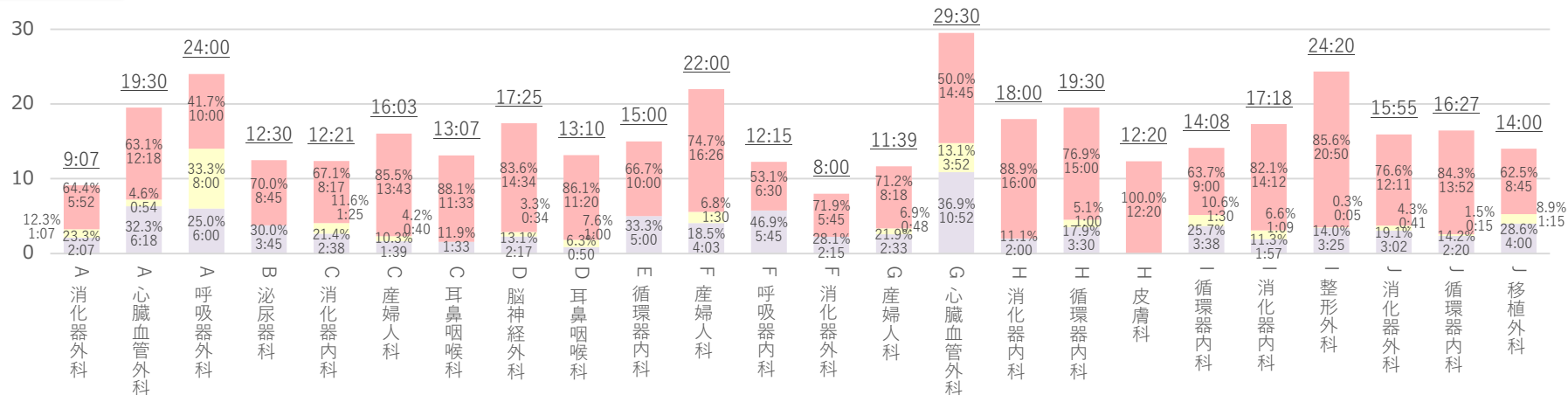
大学病院は待機含む、副業・兼業先は待機除くとした場合、1診療科（D大学病院 脳神経外科）で80時間超えとなった（最大値は80時間10分）。

宿日直中の業務内容 <診療科別>

24診療科

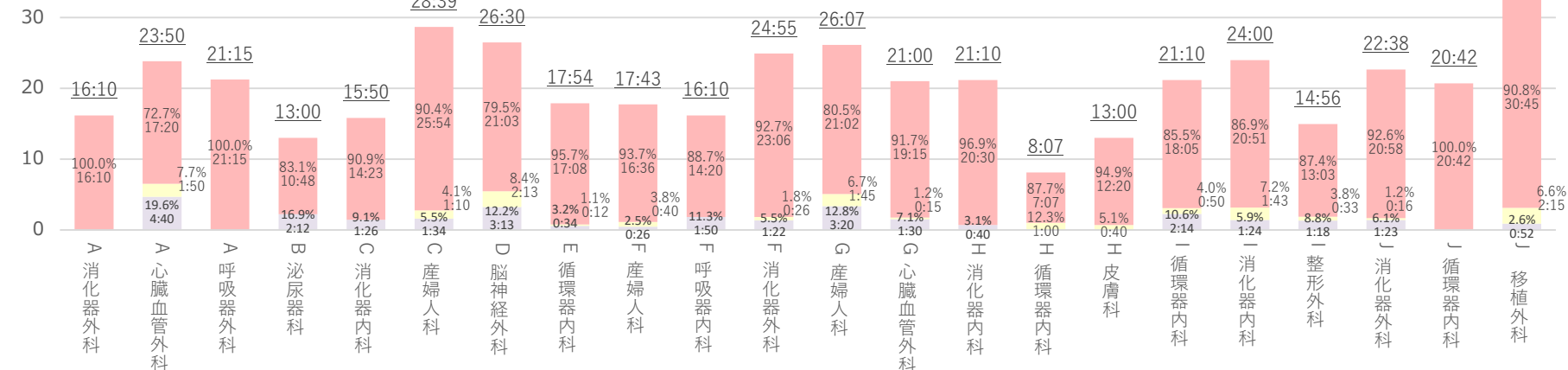
大学病院での宿日直中の業務内容

■ 診療業務 ■ 診療外業務 ■ 待機



22診療科

副業・兼業先での宿日直中の業務内容



大学病院での宿日直勤務がなかった2診療科を除いた24診療科において、大学病院での宿日直中の診療業務の平均割合について、10%未満が2診療科、10%以上20%未満が10診療科、20%以上30%未満が7診療科、30%以上が5診療科であり、最大は46.9%であった。

副業・兼業先での宿日直勤務がなかった4診療科を除いた22診療科において、宿日直中の診療業務の平均割合について、10%未満が16診療科（そのうち、5診療科は0%）、10%以上20%未満が6診療科であり、最大は19.6%であった。

ヒアリング結果<概要>

- 「医師派遣の縮小」を上限規制を遵守するための第一選択とする診療科はなかった。
※まずは自院での労働時間短縮の取組を行い、それでも上限を超える場合に限り、医師派遣体制縮小の可能性について言及したところが25診療科のうち5診療科あった。
- 医局員の収入の確保の観点からも、副業・兼業先での勤務を削減することは難しい。
- ほとんどの診療科が副業・兼業先の宿日直許可の取得状況の把握はできていなかった。
- 労働時間短縮のため医師事務作業補助者の配置や拡充を希望する診療科が多くあった。
- 医局員が少ない診療科では、チーム制や交替（シフト）制勤務を導入することが難しい。
- 医師の働き方改革を進めていくには、医療を受ける側も認識を変えてもらう必要がある。
- 研究や教育の時間を短縮することにより、国際競争力が低下することが懸念される。
- 既に、チーム制の導入や土日の出勤は当直医のみに制限する等の取組を行い、労働時間が短縮された結果が出ている。なお、取組に対して医師、看護師、患者から不満の声は出ていない。
- 医師の労働時間短縮を達成するためには、自院における取組だけではなく、救急医療提供体制の集約化や各医療機関の役割の明確化等、地域の医療提供体制についてもあわせて検討する必要がある。

結論

- 大学病院は待機含む、副業・兼業先は待機を除くとした場合の連携B・B・C水準（年1860時間）を超過する医師の割合は10.4%であり、これは一部集計方法は異なるが、平成28年度の「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」及び令和元年度の「医師の勤務実態調査」と同程度であった。
- チーム制の導入や休日の出勤は原則当直医のみとする等の取組を行い、労働時間が短縮された結果が出ている診療科もあり、これらは他の診療科への横展開ができる内容であると考えられる。
- 所在地の医師偏在指標による労働時間の長短の傾向は認められなかった。例えば、他の都道府県の医療機関への医師派遣が労働時間に影響していることも考えられる。
- 医師の労働時間短縮を達成するためには、医療を受ける側も認識を変えてもらう必要があり、救急医療提供体制の集約化や各医療機関の役割の明確化等、地域の医療提供体制についてもあわせて検討する必要がある。
- 時間外労働の上限規制に向けた勤務体制の整備に際して、現状の労働時間の適切な把握は一丁目一番地である。医師、他の医療職、病院、地域のすべてに効果的な「働き方」の実現のために、まず勤務実態把握に早期に取り組む必要がある。

勤務実態把握を各医療機関が 実施するにあたっての参考事項 ～本研究における調査方法の紹介～

調査方法を取りまとめた「医師の勤務実態把握マニュアル」は、
参考資料として配布

適切な労務管理のために把握すべきこと

① 水準の検討、36協定の適切な締結も含めた労働基準法の遵守のために必要な項目

- 主たる勤務先での労働時間
- 副業・兼業先での労働時間（医師の自己申告より把握）
- 労働時間に該当する診療外業務の時間（研鑽、研究、教育等）
- 「宿日直中」（副業・兼業先を含む）の労働状況
- 副業・兼業先の宿日直許可の有無

② 休息の確保状況の把握のために必要な項目

- 連続勤務時間
- 勤務間インターバルの時間

③ 医師の労働時間の短縮・勤務環境改善のために把握すべき項目

- 休日（暦日で24時間連続して勤務から解放されている日）の有無
- 効率化や削減が可能な業務の時間
- タスクシフト・タスクシェア可能な業務の時間

勤務実態把握のための調査項目

診療業務

- 外来** 外来で行う診察やそれに伴う軽微な検査・処置、説明等及びその準備に費やした時間
- 病棟** 病棟で行う診察やそれに伴う軽微な検査・処置、説明等及びその準備に費やした時間
- 在宅** 在宅で行う診察やそれに伴う軽微な検査・処置、説明等及び在宅診療のための移動や準備に費やした時間
- 手術・検査・処置** 手術・検査・処置及びその準備や後片付け等に費やした時間。外来、病棟、在宅で行う軽微なものを除く
- その他の診療業務** 診療のために行った事務作業やカンファレンスの時間、診療のための調査や学習の時間

診療外業務

- 研究** 実験や調査、論文執筆等に費やした時間。また、研究に伴う事務作業やカンファレンスの時間
- 教育** 医学部等学生・研修医・看護師等コメディカル職種・事務職員への教育やその準備に費やした時間
- 研鑽** 学習（例：医学雑誌や医学書に目を通す）や研修（例：講習会・講演会・説明会等への参加）のために費やした時間
- その他の診療外業務** 会議・管理業務（診療業務に直接関係のない会議や委員会への参加、経営・人事等に関する業務）や学校医・産業医等の地域医療活動、講演などに費やした時間

宿直・日直

通常の勤務時間とは別に、**院内に待機して**応急患者に対して診療等の対応を行う勤務で、労働基準監督署の宿日直許可の有無を問わない。（なお、宿直は夜間の勤務帯に行うものを指す。）

宅直・オンコール

通常の勤務時間とは別に、**院外に待機して**応急患者に対して診療等の対応を行う勤務で、所属する診療科等で呼び出しに備えて当番制で行う待機勤務

副業・兼業先での勤務

主たる勤務先を退勤後、又は主たる勤務先で勤務せずその他の医療機関で勤務した場合には、その時間を**勤務の種別ごとに調査**

移動時間

自宅や主たる勤務先から副業・兼業先へ移動するための移動時間もしくは副業・兼業先から自宅や主たる勤務先へ移動するための移動時間

〇月〇日(月) 大学病院での勤務予定 (口あり 口なし) ⇨どちらかに「✓」(事前に予定されていない業務のために勤務した場合は「なし」としてください)

大学病院以外での勤務予定 (口あり 口なし) ⇨どちらかに「✓」(事前に予定されていない業務のために勤務した場合は「なし」としてください)

		6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00				
大学病院での勤務	外来																													
	診療業務																													
	病棟																													
	在宅																													
	手術・検査・処置																													
	その他の診療業務																													
	研究																													
	教育																													
	研鑽																													
	その他の診療外業務																													
診療外業務																														
宿直・日直																														
宅直・オンコール																														

※大学病院以外の勤務に従事した際は、矢印のところに「問2」で調査したその他の勤務先(外勤先)の番号を付してください。(例:①、②等)

移動時間

		6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00				
大学病院以外の勤務	外来																													
	診療業務																													
	病棟																													
	在宅																													
	手術・検査・処置																													
	その他の診療業務																													
	研究																													
	教育																													
	研鑽																													
	その他の診療外業務																													
診療外業務																														
宿直・日直																														
宅直・オンコール																														

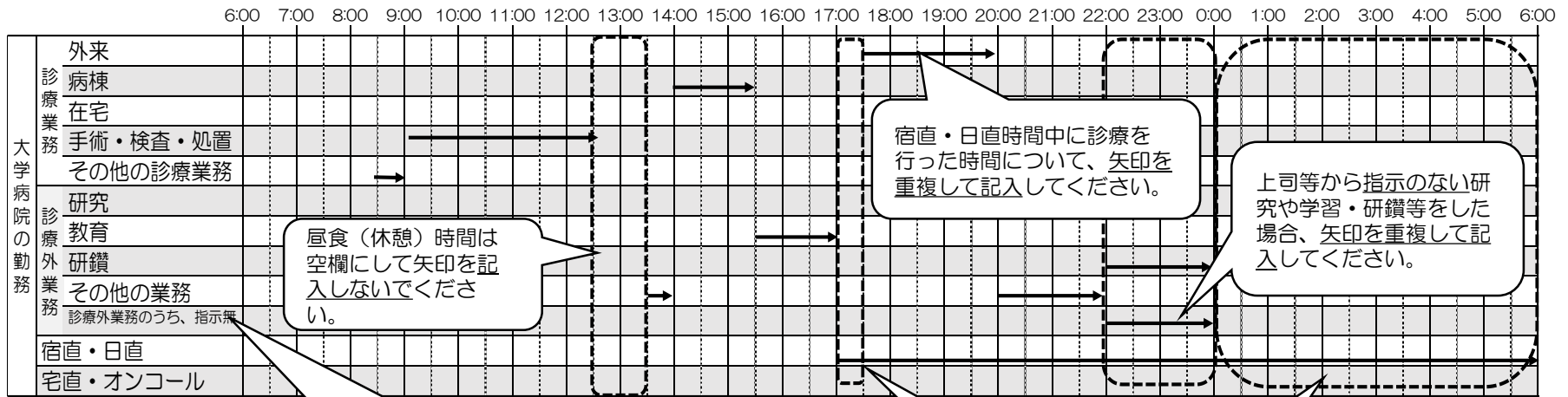
※本調査では、「問2」として各医師に副業・兼業先の一覧の作成を依頼し、その一覧と上記勤務実態調査結果を紐付けすることで、各副業・兼業先での勤務実態も把握できるよう調査を実施した。

1か月、半年とある程度の期間で調査することが望ましいが、
医師への負担、分析の労力等を考慮し祝日等がない標準的な1週間で実施し、そのデータを基に検討する

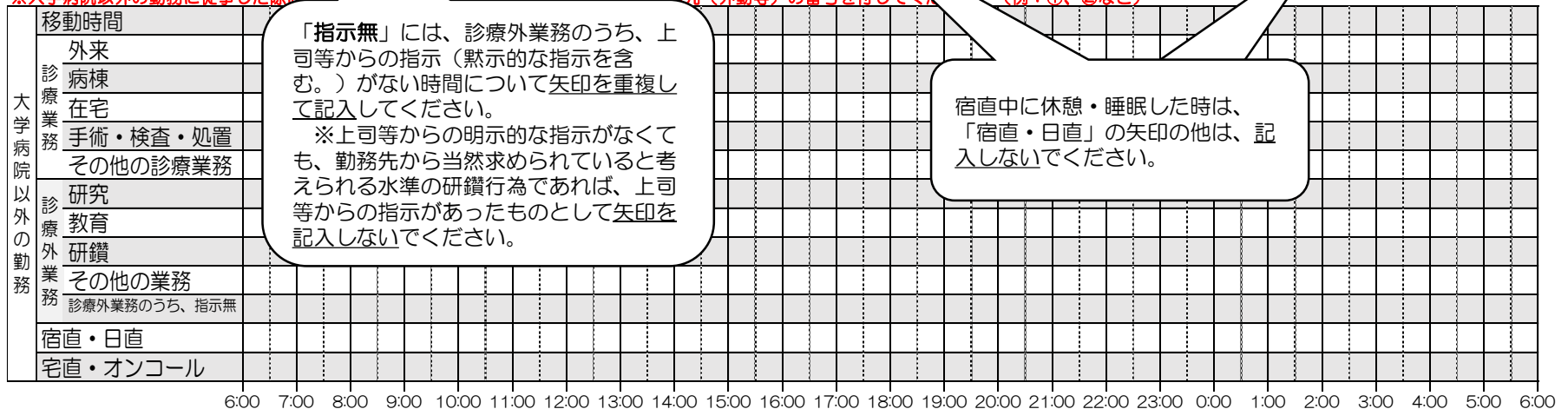
調査票：記載例

11/16 (月) 大学病院へ8:30に出勤、9:00までカンファレンスに参加。午前は手術で、14:00～15:30は病棟業務に従事。病棟業務後に医学生実習対応(教育)などを行い、17:00から翌8:30まで宿直業務に従事する。宿直時間中には、17:30～20:00まで救急外来の診療業務、20:00～22:00まで講演準備、22:00～24:00は、上司等から指示されたものではない自己学習を行い、翌朝7:00までコール無く睡眠した。

11月 16日 (月) 大学病院での勤務予定 (あり なし) ⇐ どちらかに「✓」(事前に予定されていない業務のために勤務した場合は「なし」としてください。)
 大学病院以外での勤務予定 (あり なし) ⇐ どちらかに「✓」(事前に予定されていない業務のために勤務した場合は「なし」としてください。)



※大学病院以外の勤務に従事した際は「**勤務先**」で回答したその他の勤務先(外勤等)の番号を付してください。(例：①、②など)



労働時間の集計について

【労働時間とする必要があるもの】

- 診療業務
- 指示無として記載された時間を除いた診療外業務

【労働時間とする必要がないもの】

- 指示無として記載された診療外業務
- 副業・兼業先への移動時間、副業・兼業先からの移動時間
- オンコール中の業務を行っていない時間
- 大学院生の研究 ※1

【労働時間と取り扱うか、扱わないか二通りの検討を推奨するもの】

- 宿日直中の診療業務や診療外業務を行っていない時間※2（本調査では、「待機時間」と表記）

※1 大学院生が、学生としての身分で、学業のために行っている研究活動は、労働時間とする必要なし。

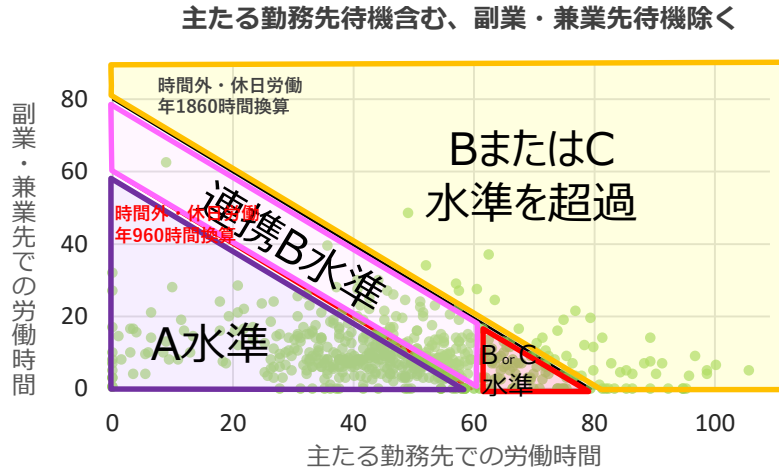
※2 宿日直中の通常の勤務時間と同態様の業務を行っていない時間については、宿日直許可の有無によって労働時間として取り扱うべきか否かが異なるため、労働時間として取り扱う場合、取り扱わない場合の二通りを想定して、検討することを推奨する。

※3 労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、労働時間に該当するかは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価できるかにより客観的に定まるものであるため、例えば、移動時間中に指示された業務を行った場合やオンコール中に行動が大きく制限される等、実態として労働を行っていると考えられる場合は、労働時間として扱う必要があります。

また、労働時間とは、休憩時間以外の時間であり、休憩時間とは、単に作業に従事しない「待機時間」や「手待時間」は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間であることに注意が必要です。

集計結果の分析

調査対象医師の労働時間分布



各医師の1週間の勤務状況のまとめ

1週間のまとめ

○懸検等
【手術】：手術・検査・処置、【診他】：その他診療業務
【究有】：研究（指示有り）、【究無】：研究（指示無し）、【教育】：教育（指示有り）、【教無】：教育（指示無し）、【研有】：研検（指示有り）、【研無】：研検（指示無し）
【他有】：その他診療外業務（指示有り）、【他無】：その他診療外業務（指示無し）、【宿待】：宿日直中の待機時間、【宅待】：在宅・オンコール中の待機時間
水色：宿日直時間、緑：在宅・オンコール時間

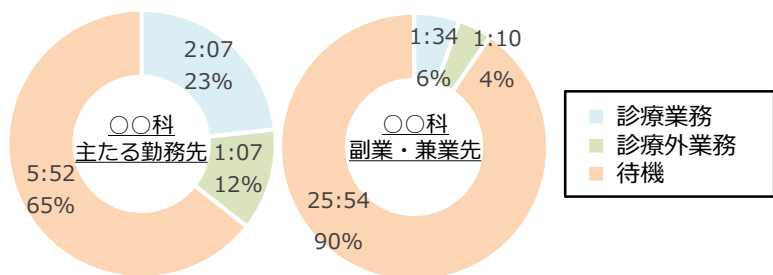
		勤務予定																								
		6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00
O月0日	大学	あり									病	病	病	病	診	診	究	究	究	究	究	宿	宿	宿	宿	宿
	大学以外	あり				外	外	外	外	外	病	病														
O月0日	大学	あり	宿	宿	宿	宿	宿	宿	宿	宿					手	手	究	究	究	究						
	大学以外	なし				外	外	外	外	外	病	病														
O月0日	大学	あり			病	病	病	病	手	手		外	外	外	外	外	病	病	究	究	究	究				
	大学以外	なし				外	外	外	外	外	外	外	外	手	手	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病
O月0日	大学	あり				外	外	外	外	外	外	外	外	手	手	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	
	大学以外	なし																								
O月0日	大学	あり			病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	病	
	大学以外	なし				外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	
O月0日	大学	なし	宅	宅	宅	宅																				
	大学以外	なし																								

この二つのデータを基に

- ✓ 各医師をどの水準に当てはめるのか
 - ✓ 連携B・B水準、C水準となる場合、追加的健康確保措置をどのように行っていくのか
 - ✓ 時間外・休日労働が1,860時間を超えている医師がいる場合、1,860時間を超えるのはなぜなのか
 - ✓ 時間外・休日労働が1,860時間を超える医師の労働時間を1,860時間以内にするにはどのようにアプローチしていくのか
- を検討する素地ができ、実際の対策を検討。

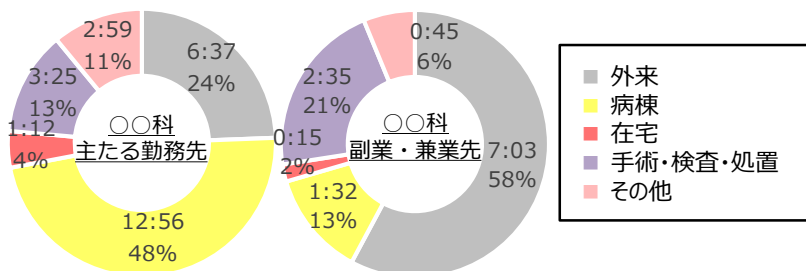
今後の方策の検討

■ 夜間・休日の勤務体制の検討



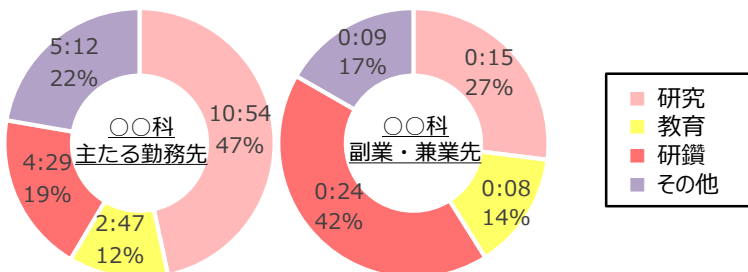
宿日直許可基準は、宿日直許可の対象となる、「常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務」についての基準を定めたものなので、宿日直中の診療業務の時間の割合に関する具体的な数値基準はありませんが、宿日直中の診療業務の時間の割合が低い場合については、更に実態を調査し、必要に応じて宿日直中の対応について見直しを行うとともに、医師との議論を行い（医師の意識としてもいわゆる「寝当直」であるか、又は今後「寝当直」と考えられる体制に移行できそうかの確認等）、許可取得の可能性があると判断したものについては許可申請を行う、許可基準を満たさない実態であれば、「交替（シフト）制勤務」、「変形労働時間制」など実態に即した体制整備を行う必要があります。

■ 診療業務の改善の検討



実際に外来、病棟、手術など、どの業務にどれだけの時間をかけているか、改善の余地があるかについては、意識的に調査をしなければ、数値としてはなかなか明らかにならない。「診療時間、宿日直中にどのような業務をしていたか」についても回答されていると、今後の業務改善、タスク・シフト/シェアの検討の際の有用なデータとなる。そのデータを基に業務の削減や効率化などのアプローチ方法を具体的に検討する

■ 診療外業務の改善の検討



研究、教育、研鑽、その他診療外業務（カンファレンスなど）など、どの業務にどれだけの時間をかけているかを、数値として明らかにし、業務の削減や効率化などのアプローチ方法を具体的に検討する

本調査における各診療科の該当データは、参考データとしてお示しする。

現状確認チェックリスト

【①副業・兼業について】

- 副業・兼業先の労働時間をあらかじめ把握する仕組みとするとともに、労働時間の実績を少なくとも月に1回は把握する仕組みがある
- 副業・兼業先の労働時間を含めた勤務計画となっている

【②宿日直について】

- 「宿日直許可のある宿日直」と「宿日直許可のない宿日直」とを区別して管理し、労働時間として正しい把握を行っている
- 副業・兼業先の労働時間を含めた勤務計画となっている（副業・兼業先の宿日直許可の状況も把握し、時間を含めていけばよい）
- 宿日直の時間の適切な取り扱いを行った上での勤務計画となっている

【③研鑽について】

- 医療機関において自己研鑽のルールを定めている
- 労働ではない時間（主に自己研鑽）を把握することができる
- 医師に対して、勤怠管理や本人が実施すべき内容（就業開始、退勤時刻の申告、**時間外勤務の自己研鑽部分のルール確認等**）について、少なくとも年に1回周知されている